

前回定例会（2月6日）以降の原子力規制庁の動き

平成25年3月6日
原子力規制委員会
原子力規制庁

1. 事業者との面談についてのルールの見直し (P. 3)

原子力規制委員会は、2月6日、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保に向けて、「規制に関連する内容の議論」の範囲拡大や面談（儀礼上の挨拶含む）状況の組織的管理を実施することとして、事業者との面談についてのルールの見直しを行い、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針の一部を改正しました。

2. 電気事業法に基づく溶接安全管理審査（平成24年度第2四半期分）の結果及び評価結果について (P. 11)

原子力規制委員会は、2月14日、原子炉設置者から独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）に申請し、JNESから電気事業法第52条第5項において準用する同法第50条の2第7項の規定に基づき溶接安全管理審査の結果の通知を受けた件について、同法第52条第5項で準用する同法第50条の2第6項の規定に基づく評価を行い、東京電力を含む原子炉設置者に対して、同法第52条第5項で準用する同法第50条の2第7項の規定に基づき溶接安全管理審査の結果及び評価結果を通知しました。

3. 緊急時対策支援システム（ERSS）の異常について (P. 15)

原子力規制庁は、2月21日8時31分、JNESから、緊急時対策支援システム（ERSS）のプラント情報表示システムが作動していない旨の連絡を受けました。JNESにおいては、ERSSシステムの復旧作業を進め、同日9時40分に復旧し、正常に動作することが確認されました。

なお、原子力規制庁では、復旧までの間、事業者からの電話、FAX、電子メール等でプラント情報を入手して直接入力することにより、ERSSによる事故進展を予測することができることから、万一、事故等が生じた場合には、事業者からプラント情報を定期的に入手することとしていました。

4. 原子力規制事務所における事業者への軽微な指摘の公表（平成24年度第3四半期分）について (P. 19)

原子力規制庁では、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を踏まえ、運営の透明化に取り組んでいます。原子力規制事務所では国が認可した保安規定の順守状況について検査を行い、保安上の措置を必要とする保安規定違反の有無などの検査結果を四半期ごとに公表していますが、これに加えて、原子力規制事務所が事業者に対する日常業務の一環で原子力施設の安全性や保安活動の実効性をより確実なものとするための軽微な指摘等について、業務運営の透明性の確保の観点から第3四半期分について公表しました。

5. 平成24年度第4回保安検査（保安規定の遵守状況の検査）の実施について (P. 21)

原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所は、2月18日、柏崎刈羽原子力発電所に対する

平成24年度第4回保安検査計画を公表しました。

<検査実績（2月6日～3月6日）>

- ・平成24年度第4回保安検査（2月25日～3月12日予定）
- ・1号機 安全確保上重要な行為の保安検査（燃料取出・装荷）（2月15日～3月11日予定）
- ・7号機 安全確保上重要な行為の保安検査（燃料取出・装荷）（2月12日～3月4日）

以 上

事業者との面談についてのルールの見直し

平成25年2月6日
原子力規制委員会決定

1. 事案の概要

今回の事案では、面談が長時間となり内容も規制に関連する内容の議論に及んでいたにも関わらず、同席者なく面談が行われていた。

また、今回の事案に関連する面談については、事前の面談申込の名目や、実際の面談における内容が、以下のような「規制に関連する手続の議論」であった。

- ①今後の議論の進め方
- ②幅広い専門家の意見も聞いて欲しい旨
- ③事業者の意見を述べる機会も与えて欲しい旨

こうした面談が繰り返し行われた結果、今回の事案において、一般公開前に有識者会合の評価取りまとめ案のドラフトを被規制者へ渡す、という不適切な事例につながったと考えられる。

2. 対応方針

(1) 同席者義務付けの全面適用

今回の事案を踏まえ、面談の内容に関わらず、被規制者で行う全ての面談については、原則として2人以上での対応を義務づけることとする。

(2) 「規制に関連する手続の議論」の扱い

これまで「規制に関連する手続の議論」が、「規制に関連する内容の議論」に含まれるか否かが明確になっていなかったことを踏まえ、今般、こうした「規制に関連する手続の議論」も「規制に関連する内容の議論」と同様に扱い、面談内容を公開することとする。

(3) 面談時間の扱い

今回の事案を踏まえ、申込みの際に所要が5分以上として申し込まれたものや、実際の面談の際に所要が5分を超えたものについては、その内容に関わらず、面談内容を公開することとする。

(4) 面談（儀礼上の挨拶含む）状況の組織的管理

上記のように面談に関する取扱いを厳格化することに伴い、その運用状況を組織的に管理するため、委員、長官、次長、指定職級、課長級それぞれの階層毎に以下を実施する。

- ・ 翌日の被規制者との面談予定を総務課に登録。
- ・ 総務課で取りまとめ、委員長、長官、次長、総務課長で共有。
- ・ 当日受けることとなった面談については、早急に総務課に連絡。翌日の分を登録する際に併せて報告。
- ・ 面談当日に、前日に登録した面談の実施状況を報告。
- ・ 面談の予約・実施状況の記録は、1週間分まとめて翌々週を目途にホームページに掲載。規制に関連する内容又は手続について議論が行われた場合には、その概要を1週間を目途にホームページに掲載。

※課長級より下のレベルについては、各課長級が把握。

※過去の面談の概要については、本日より1週間を目途にホームページに掲載する。

(案)

原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針（原規総発第 120919096 号）の一部を以下の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は平成 25 年 2 月 6 日から施行する。

現 行	改 正 案
<p>第 2 章 透明性確保のための基本方針</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 公開議論の徹底</p> <p>委員会で行われる規制の内容について議論する会議（日程や現状の報告等の事務的な情報共有に関するものは除く。）については、その形式を問わず、原則としてその内容を公開するとともに、被規制者等との間で行われる規制に関連する内容の議論についても、記録を残し、原則公開する。</p> <p>3. (略)</p> <p>第 3 章 透明性確保のための業務運営の要領</p> <p>1. 会議の内容の公開</p>	<p>第 2 章 透明性確保のための基本方針</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 公開議論の徹底</p> <p>委員会で行われる規制の内容について議論する会議（日程や現状の報告等の事務的な情報共有に関するものは除く。）については、その形式を問わず、原則としてその内容を公開するとともに、被規制者等との間で行われる規制に関連する内容及び<u>手続</u>の議論についても、記録を残し、原則公開する。</p> <p>3. (略)</p> <p>第 3 章 透明性確保のための業務運営の要領</p> <p>1. 会議の内容の公開</p>

<p>(1) 対象とする会議</p> <p>委員会の中立公正な業務の遂行を保証することを目的として、委員会の委員長及び委員（以下「委員」という。）並びに原子力規制庁（以下「規制庁」という。）の職員が規制に関連する内容を議論する会議、打合せ、面談等であって別表1に該当するものは、その内容を原則として公開する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>第4章 委員及び職員による面談及び文書の伝達に関する指針</p> <p>委員会の第3章の業務運営について実効性を確保するため、委員及び職員が行う面談及び電子メールを含む文書の伝達に関する指針を、以下のとおり定める。</p> <p>1. 委員</p> <p>(1) 面談</p> <p><u>委員は、被規制者等と別表1の⑤に該当する面談を行う場合には、事前に面会の予約を要することとし、記録を残すために面談に規制庁職員を同席させる。その面談の内容については、第3章2にしたがって公開する。</u></p> <p><u>儀礼上の挨拶等の規制の議論を行わないものについては、この対象としないものの、儀礼的な挨拶等の途中で規制に関連する内容の議論に及びそ</u></p>	<p>(1) 対象とする会議</p> <p>委員会の中立公正な業務の遂行を保証することを目的として、委員会の委員長及び委員（以下「委員」という。）並びに原子力規制庁（以下「規制庁」という。）の職員が規制に関連する内容及び<u>手続</u>を議論する会議、打合せ、面談等であって別表1に該当するものは、その内容を原則として公開する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>第4章 委員及び職員による面談及び文書の伝達に関する指針</p> <p>委員会の第3章の業務運営について実効性を確保するため、委員及び職員が行う面談及び電子メールを含む文書の伝達に関する指針を、以下のとおり定める。</p> <p>1. 委員</p> <p>(1) 面談</p> <p><u>委員は、被規制者等と面談を行う場合には、事前に面会の予約を要することとする。面談の予約及び実施状況は、記録として残し、公開する。面談には、緊急時等のやむを得ない場合を除き、規制庁職員を同席させ、別表1の⑤に該当する面談の内容については、第3章2にしたがって公開する。</u></p>
--	--

うになった場合には、後日改めて面談を設定するか、当該面談を公開する面談として取り扱うこととして議論に応じる。

(2) (略)

2. 職員

(1) 面談

被規制者等に係る面談について中立公正を担保し、透明性を確保するとともに、その情報を組織的に共有することを目的として、職員は、被規制者等と別表1の⑤に該当する面談を行う場合には、事前に面会の予約を要することとし、緊急時等のやむを得ない場合を除き、2人以上で対応し、記録を残すものとする。また、面談の予約情報や結果は上司に報告する。その面談の内容については、第3章2に定める文書の公開方法にしたがって公開する。

儀礼上の挨拶等の規制の議論を行わないものについては、この対象としないものの、儀礼的な挨拶等の途中で規制に関連する内容の議論に及びそうになった場合には、後日改めて面談を設定するか、当該面談を公開する面談として取り扱うこととして議論に応じる。

(2) (略)

儀礼上の挨拶等の規制の議論を行わないものについては、別表1の⑤に該当する面談ではないものの、儀礼的な挨拶等の途中で規制に関連する内容の議論に及びそうになった場合には、後日改めて面談を設定するか、当該面談を公開する面談として取り扱うこととして議論に応じる。

(2) (略)

2. 職員

(1) 面談

被規制者等に係る面談について中立公正を担保し、透明性を確保するとともに、その情報を組織的に共有することを目的として、職員は、被規制者等と面談を行う場合には、事前に面会の予約を要する。面談の予約及び実施状況は、記録として残し、公開する。面談については、緊急時等のやむを得ない場合を除き、2人以上で対応し、別表1の⑤に該当する面談の内容については、第3章2に定める文書の公開方法にしたがって公開する。

儀礼上の挨拶等の規制の議論を行わないものについては、別表1の⑤に該当する面談ではないものの、儀礼的な挨拶等の途中で規制に関連する内容の議論に及びそうになった場合には、後日改めて面談を設定するか、当該面談を公開する面談として取り扱うこととして議論に応じる。

(2) (略)

別表1 内容を公開する会議の種類及びその公開事項

会議の種類	公開する事項
(略)	(略)

注1～注3 (略)

注4 「被規制者等との面談」とは、個別規制事案又は面談者自身が対象となる規制制度等議論の内容が面談者に対する規制に関わるものであって、会議室等で議論の一方の当事者が委員・規制庁、もう一方の当事者が被規制者等である形態のものをいう（例：審査、検査、調査、聴取、被規制者等の要望・質問対応、意見交換等）。儀礼上の挨拶等、規制の議論を行わないものは含まない。

別表2 文書の公開の例

文書の区分	公開の方法
(略)	(略)
② 別表1の会議の文書（職員と被規制者等との面談のうち検査・調査に係るものを除く。）	会議終了後 <u>速やかに</u> ホームページに掲載 （個別に運営要領、運営規程等があればそれに従う。）

別表1 内容を公開する会議の種類及びその公開事項

会議の種類	公開する事項
(略)	(略)

注1～注3 (略)

注4 「被規制者等との面談」とは、個別規制事案又は面談者自身が対象となる規制制度等議論の内容が面談者に対する規制に関わるものであって、会議室等で議論の一方の当事者が委員・規制庁、もう一方の当事者が被規制者等である形態のものをいう（例：審査、検査、調査、聴取、被規制者等の要望・質問対応、意見交換等）。儀礼上の挨拶等、規制の議論を行わないものは含まない。ただし、面談予約時に所要5分を超えるもの、あるいは、面談実施時に所要5分を超えた場合、その内容にかかわらず規制に関連する内容及び手続の議論とみなす。

別表2 文書の公開の例

文書の区分	公開の方法
(略)	(略)
② 別表1の会議の文書（職員と被規制者等との面談のうち検査・調査に係るものを除く。）	会議終了後 <u>原則1週間以内</u> にホームページに掲載 （個別に運営要領、運営規程等があればそれに従う。）

(略)	(略)
④ 被規制者から提出された規制関連の文書(上記②の文書を除く) (規制法令及び通達により、被規制者が原子力規制委員会に提出する文書)	受領後 <u>速やかに</u> 可能な限りホームページに掲載
(略)	(略)

注1～注2 (略)

(略)	(略)
④ 被規制者から提出された規制関連の文書(上記②の文書を除く) (規制法令及び通達により、被規制者が原子力規制委員会に提出する文書)	受領後 <u>原則1週間以内</u> に可能な限りホームページに掲載
(略)	(略)

注1～注2 (略)

電気事業法に基づく溶接安全管理審査(平成24年度第2四半期分)の結果及び評価結果について

平成25年2月14日
原子力規制委員会

下記のとおり、原子炉設置者から独立行政法人原子力安全基盤機構(以下、「JNES」という。)に申請し、JNESから電気事業法第52条第5項において準用する同法第50条の2第7項の規定に基づき溶接安全管理審査の結果の通知を受けた件について、同法第52条第5項で準用する同法第50条の2第6項の規定に基づく評価を行い、同法第52条第5項で準用する同法第50条の2第7項の規定に基づき溶接安全管理審査の結果及び評価結果を通知しましたので、お知らせします。

北海道電力株式会社 泊発電所
東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所
中部電力株式会社 浜岡原子力発電所
関西電力株式会社 大飯発電所
関西電力株式会社 高浜発電所
中国電力株式会社 島根原子力発電所
日本原子力発電所株式会社 東海第二発電所
電源開発株式会社 原子力事業本部 大間現地本部 大間原子力建設所

関係資料

北海道電力株式会社 泊発電所

- [溶接安全管理審査の審査結果及び評価結果の通知について\(平成25年2月14日\)【PDF:61KB】](#)
- [評価書\(平成25年2月14日\)【PDF:55KB】](#)
- [溶接事業者審査結果の通知について\(平成24年10月23日\)【PDF:1MB】](#)

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

- [溶接安全管理審査の審査結果及び評価結果の通知について\(平成25年2月14日\)【PDF:61KB】](#)
- [評価書\(平成25年2月14日\)【PDF:46KB】](#)
- [溶接事業者審査結果の通知について\(平成24年10月22日\)【PDF:1.08MB】](#)

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所

- [溶接安全管理審査の審査結果及び評価結果の通知について\(平成25年2月14日\)【PDF:60KB】](#)
- [評価書\(平成25年2月14日\)【PDF:46KB】](#)
- [溶接事業者審査結果の通知について\(平成24年10月17日\)【PDF:555KB】](#)

関西電力株式会社 大飯発電所

- [溶接安全管理審査の審査結果及び評価結果の通知について\(平成25年2月14日\)【PDF:60KB】](#)
- [評価書\(平成25年2月14日\)【PDF:45KB】](#)
- [溶接事業者審査結果の通知について\(平成24年10月24日\)【PDF:1005KB】](#)

関西電力株式会社 高浜発電所

- [溶接安全管理審査の審査結果及び評価結果の通知について\(平成25年2月14日\)【PDF:60KB】](#)
- [評価書\(平成25年2月14日\)【PDF:45KB】](#)
- [溶接事業者審査結果の通知について\(平成24年10月17日\)【PDF:396KB】](#)

中国電力株式会社 島根原子力発電所

- [溶接安全管理審査の審査結果及び評価結果の通知について\(平成25年2月14日\)【PDF:63KB】](#)
- [評価書\(平成25年2月14日\)【PDF:45KB】](#)
- [溶接事業者審査結果の通知について\(平成24年10月16日\)【PDF:447KB】](#)

日本原子力発電所 東海第二発電所

- [溶接安全管理審査の審査結果及び評価結果の通知について\(平成25年2月14日\)【PDF:61KB】](#)
- [評価書\(平成25年2月14日\)【PDF:46KB】](#)
- [溶接事業者審査結果の通知について\(平成24年10月12日\)【PDF:539KB】](#)

電源開発株式会社 原子力事業本部 大間現地本部 大間原子力建設所

- [溶接安全管理審査の審査結果及び評価結果の通知について\(平成25年2月14日\)【PDF:61KB】](#)
- [評価書\(平成25年2月14日\)【PDF:65KB】](#)
- [溶接事業者審査結果の通知について\(平成24年10月29日\)【PDF:875KB】](#)

関係資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報「特定の個人を識別できる情報(個人情報)」や「法人等の正当な利益を害する情報(法人情報)」等については、必要に応じて伏せております。

本発表資料のお問い合わせ先

原子力規制庁

電話:03-3581-3352(代表)

安全規制管理官(BWR担当)付

担当者:池田、大野

電話:03-5114-2111(夜間直通)

安全規制管理官(PWR・新型炉担当)付

安全規制調整官 浦野

担当者:江藤、及川

電話:03-5114-2113(夜間直通)

[ページの先頭に戻る](#)

[ホームへ戻る](#)

[著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [アクセシビリティについて](#)

原子力規制委員会 〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 TEL:03-3581-3352(代表) [地図](#)・[アクセス](#)

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.

原管B収第121022001号
20121018商第21号
平成25年2月14日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

原子力規制委員会

経済産業大臣 茂木 敏充

溶接安全管理審査の審査結果及び評定結果の通知について

平成24年3月30日付け柏刈発溶安11第040号、平成24年7月5日付け柏刈発溶安12第004号、平成24年7月24日付け柏刈発溶安12第003号及び平成24年7月24日付け柏刈発溶安12第006号をもって独立行政法人原子力安全基盤機構に申請し、平成24年10月22日付け12検計受溶-0002をもって独立行政法人原子力安全基盤機構 理事長 中込 良廣から通知のあった件について、電気事業法第52条第5項において準用する同法第50条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 審査を受けた組織の名称
東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所
2. 審査基準
溶接安全管理審査実施要領（原子力設備）
（平成21年5月1日付け平成21・04・28原院第3号）

3. 審査結果

審査項目	審査結果	
	継続的な 品質保証体制	溶接事業者 検査実施体制
溶接事業者検査の実施に係る組織	—	良
検査の方法	—	良
工程管理	—	良
検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	—	良
検査記録の管理に関する事項	—	良
検査に係る教育訓練に関する事項	—	良

4. 評定結果

当該審査を受けた組織は、溶接事業者検査の実施につき十分な体制は適切に維持されている。

緊急時対策支援システム(ERSS)の異常について

平成25年2月21日
原子力規制委員会

本日(21日)8時31分、原子力規制庁は、独立行政法人原子力安全基盤機構(以下、「JNES」という。)から緊急時対策支援システム(ERSS)のプラント情報表示システムが作動していない旨の連絡を受けました。

JNESにおいては、ERSSシステムの復旧作業を進め、本日9時40分に復旧し、正常に動作することが確認されました。

なお、本件は、原子力施設のトラブルに関するものではありません。

1. 本日(21日)8時25分、JNESにおいて緊急時対策支援システム(ERSS)のプラント情報表示システム※が作動していないことが確認されました。

※格納容器内の圧力や温度等の原子力施設のプラント情報をモニターに表示するためのシステムのこと。

2. その後、JNESにおいては、復旧作業を進め、本日9時40分に復旧し、正常に動作することが確認されました。

3. JNESにおいては、現在、原因調査を進めているところです。

4. なお、原子力規制庁では、復旧までの間、事業者からの電話、FAX、電子メール等でプラント情報を入手して直接入力することにより、ERSSによる事故進展を予測することができることから、万一、事故等が生じた場合には、事業者からプラント情報を定期的に入手することとしていました。

5. 本件につきまして、御不明な点等ございましたら、下記宛てにお問い合わせください。

担当

原子力規制庁 原子力防災課

課長:金子

担当:児玉、野川

電話:03-3581-3352(代表)

03-5114-2121(直通)

[ページの先頭に戻る](#)

[ホームへ戻る](#)

緊急時対策支援システム(ERSS)の異常について

平成25年2月22日

原子力規制委員会

昨日(21日)発生した緊急時対策支援システム(ERSS)の異常について、原因が判明しましたので、別添の通りお知らせいたします。

添付資料

 [昨日\(21日\)発生した緊急時対策支援システム\(ERSS\)の異常について【PDF:229KB】](#) 

関連資料

[緊急時対策支援システム\(ERSS\)の異常について\(平成25年2月21日原子力規制委員会\)](#)

本発表資料のお問い合わせ先

原子力規制庁

電話:03-3581-3352(代表)

原子力防災課

課長 金子

担当者:児玉、野川

電話:03-5114-2121(夜間直通)

[ページの先頭に戻る](#)

[ホームへ戻る](#)

昨日（21日）発生した緊急時対策支援システム（ERSS）の異常について

平成25年2月22日

原子力規制庁

1. 経緯

- 8：10 原子力安全基盤機構（以下、「JNES」という。）ネットワーク担当者による定時点検により、ERSSに異常が無いことを確認
- 8：10頃 九州電力において、ネットワーク構築工事^{※1}を開始。
- 8：17頃 JNESネットワーク監視センターにおいて、通信機器に関する警報が発報したことから、JNESネットワーク担当者がシステムの確認を開始。
- 8：24 関西電力ERSS担当者から、ERSSの伝送に異常がある旨、JNESネットワーク担当者へ連絡。
- 8：25 JNESネットワーク監視センターに常駐していたJNESネットワーク担当者がERSSに各電力会社からERSSの伝送が停止していることを確認。
- 9：22 JNESネットワーク担当者による原因究明の過程で、九州電力川内原子力発電所から不要なデータが国の統合原子力防災ネットワークに送信されている可能性があることを確認し、九州電力にその旨を連絡。
- 9：35頃 九州電力社内で確認の結果、川内原子力発電所で行われているネットワーク構築工事が原因と推定し、国の統合原子力防災ネットワークとの接続を切断するよう本店から川内原子力発電所へ指示。
- 9：40頃 川内原子力発電所において、国の統合原子力防災ネットワークとの接続を切断した結果、各電力会社等からのERSSへの伝送が復旧。

※1 ネットワーク構築工事

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ改正された「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令」に基づき、TV会議やERSSへの伝送等の通信機器を強化するための工事。

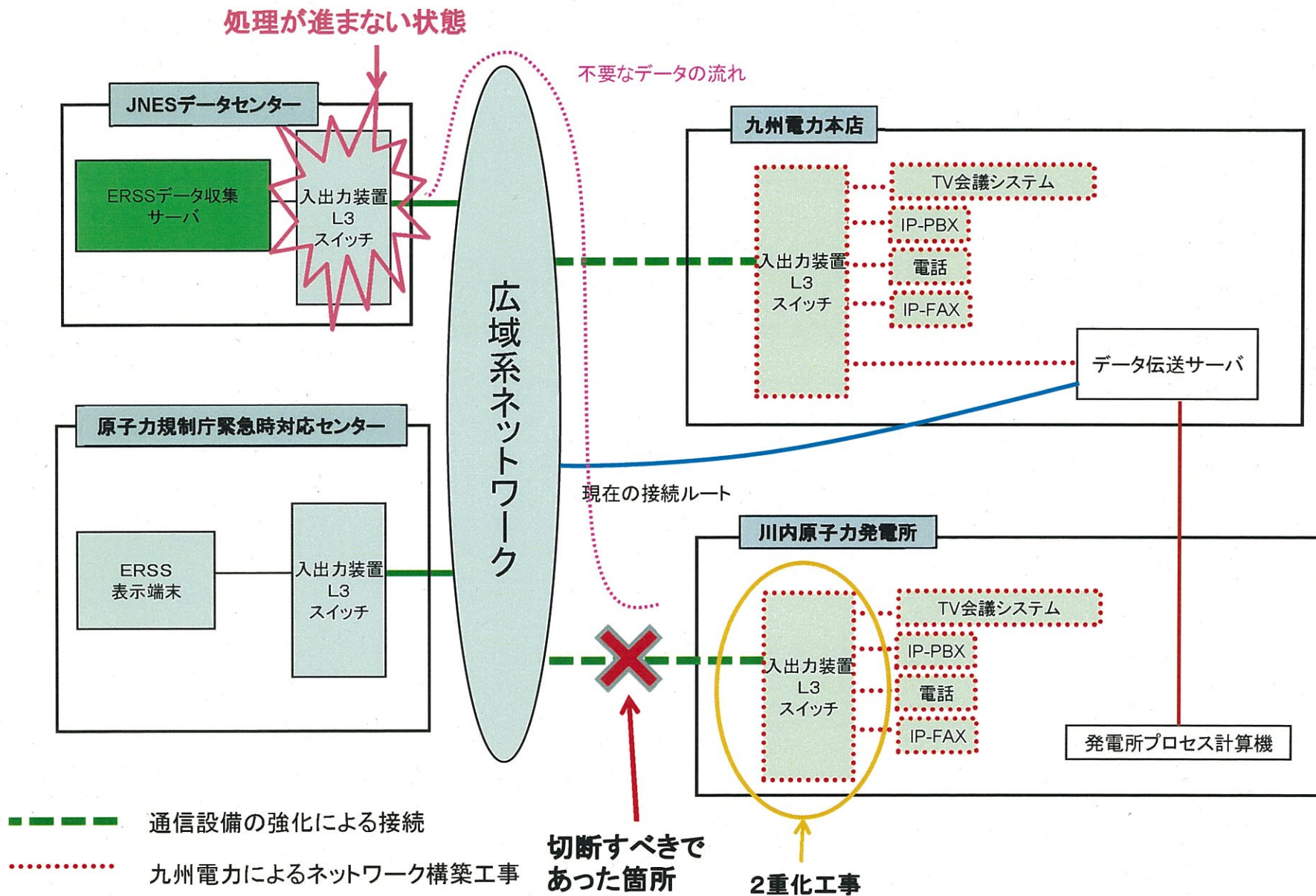
2. 現段階における調査結果

- ネットワーク構築工事のうち、本来、国の統合原子力防災ネットワークとの接続を切断して行うべき入出力装置（L3スイッチ）の2重化工事について、統合原子力防災ネットワークに接続したままで作業を行った。
- その結果、不要なデータが統合原子力防災ネットワークに送信され、国のデータセンターにおけるネットワークの入出力装置（L3スイッチ）の処理が進まない状態になり、異常が発生したと推定される。
- 過去の記録の検証したところ、20日深夜23：53～23：56の3分間にも同様な事象が発生していた模様。

3. 原子力規制庁の対応

- 各電力会社等に対し、国の統合原子力防災ネットワークとの接続工事を実施する場合には、国の統合原子力防災ネットワークに及ぼす影響を事前に評価・検討するよう、本日、注意喚起を行った。
- 九州電力によって引き続き行われる詳細な原因究明を踏まえ、新たに得られた原因と対策について、各電力会社等に今後、注意喚起を行う予定。
- 新たに確認された20日深夜の事象と21日午前に発生した事象との関係性については、現在JNES及び九州電力で調査中。

統合原子力防災ネットワーク概要図



原子力規制委員会について

新着情報

政策課題

会議

原子力施設情報

旧組織等の情報

[ホーム](#) [原子力施設情報](#) [柏崎刈羽](#) [新着情報](#) [柏崎刈羽原子力規制事務所における事業者への軽微な指摘の公表\(平成24年度第3四半期分\)](#)

柏崎刈羽 新着情報

詳細

新着情報

トピック

活動報告

柏崎刈羽原子力規制事務所における事業者への軽微な指摘の公表(平成24年度第3四半期分)

平成25年2月14日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制庁では、「[原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針【PDF:115KB】](#)」を踏まえ、運営の透明化に取り組んでいます。原子力規制事務所では国が認可した保安規定の順守状況について検査を行い、保安上の措置を必要とする保安規定違反の有無などの検査結果を四半期ごとに公表しており、これに加え、原子力規制事務所が日常業務の一環で原子力施設の安全性や保安活動の実効性をより確実なものとするための軽微な指摘等を事業者に対して行っており、業務運営の透明性の確保の観点から以下のとおり第3四半期分※について公表します。

添付資料

[柏崎刈羽原子力規制事務所第3四半期指摘事項一覧【PDF:23KB】](#)

※今回の対象期間は平成24年9月19日から12月31日までです。

※「[原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針【PDF:115KB】](#)」の第3章で定めたとおり、情報公開法第5条の不開示情報に該当する内容については掲載しないこととしております。

[ページの先頭に戻る](#)

[ホームへ戻る](#)

平成24年度第3四半期指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名: 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所

作成責任者 統括原子力保安検査官 飯野 晋

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				なし		

柏崎刈羽

[概要](#) [保安規定\(変更\)認可](#) [定期検査](#) [高経年化対策](#) [保安検査](#) [定期事業者検査](#) [定期安全管理審査](#)
[健全性評価](#)

平成24年度第4回保安検査(保安規定の遵守状況の検査)の実施について

平成25年2月18日

原子力規制庁

柏崎刈羽原子力規制事務所

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する平成24年度第4回保安検査計画を以下の通りお知らせします。

[ページの先頭に戻る](#)

実施概要

1. 検査実施場所

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

2. 検査実施期間

平成25年2月25日(月)～平成25年3月12日(火)

上記の内、追加検査の日数は2日間

なお、当該検査期間中に認められた保安規定違反の疑いがある事案の事実確認期間は、上記の期間に限らず検査実施期間とする。

3. 検査担当職員

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所担当の原子力保安検査官及び本庁職員(必要に応じ)

4. 検査項目

保安検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、記録確認、原子炉施設の巡視、定例試験等への立会い等のほか、以下の項目とする。

なお、以下の項目に限らず、抜き打ち検査としても項目を選定し、検査を実施する。

(1)基本検査項目(太字は保安検査基本方針に基づく検査項目。)

- 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況
- 不適合管理の実施状況
- 安全文化醸成活動の実施状況
- 過去の保安規定違反(監視)に係る改善措置状況

(2) 追加検査項目

- 2, 3, 4号機計測制御設備の保守管理不備に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について
- 点検周期を超過した機器における保守管理の不備について
- 5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について

[ページの先頭に戻る](#)

連絡・お問い合わせ先

原子力規制庁 柏崎刈羽原子力規制事務所
飯野 晋
電話:0257-23-9798

[ページの先頭に戻る](#)

[柏崎刈羽原子力施設情報の詳細へ](#)

[保安検査実施状況\(平成24年度 第4四半期\)へ戻る](#)

[ホームへ戻る](#)

[著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [アクセシビリティについて](#)

原子力規制委員会 〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 TEL:03-3581-3352(代表) [地図](#)・[アクセス](#)

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.